

## 11 障害者控除に係る「認定書」の交付事務について

障害者控除に関しては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の「認定書」の交付を受けた者についても対象とされている。

昨今、当該認定書の交付の取扱いに関して、疑義が寄せられることがあることから、平成 14 年にお示ししている取扱いに係る考え方について、再度周知をお願いします。

各市町村において、当該事務連絡の内容を踏まえた取扱いがなされるよう、御配慮いただきたい。

(参考) 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて (平成 14 年 8 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/2-3.html#betushi>

## 12 令和元年地方からの提案に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されており、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年 12 月 23 日閣議決定) がとりまとめられた。障害保健福祉関係の内容は別添資料のとおりであるので、御了知いただきたい。

このうち、「矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について」に関しては、以下のとおり対応しているので、御了知いただきたい。

< 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について >

- ・ 精神保健福祉法第 26 条に基づく通報の対象者について、本年 2 月 27 日付け事務連絡により周知している。
- ・ 同通報に基づく事前調査の結果、措置診察不要となった場合の矯正施設宛での連絡については、文書による通知である必要はなく、電話等適宜の方法による連絡で差し支えないことを法務省から矯正施設に周知している。

# 地方分権に係る提案等への対応について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施する。 ※平成30年以前の提案で、令和元年中に措置されたものは除く

## 令和元年度中に措置するもの

○: 令和元年の提案

◎: 平成26～30年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

[令和元年度中に関係省令の改正を行うもの]

- ◎ 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請について、手帳所有者の本人確認が適切に行われる場合、個人番号の記載の省略を可能とする。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定申請書等について、性別の記載を削除する。

[令和元年度障害保健福祉関係主管課長会議(本会議)で周知するもの]

- 生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等について、職員が同行してサービスの提供を行っている場合は、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを周知する。
- ◎ 療育手帳に関する独自利用事務について、独自利用事務を定めた条例の制定による効果等を周知する。

[令和元年度中に通知を発出するもの]

- 障害児通所給付決定時の調査の聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用できることを通知する。

## 令和2年中に措置、または検討・結論を得るとするもの

○: 令和元年の提案

◎: 平成26～30年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

- 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報について、対象となる収容者を明確にするるとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知する。
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。
- 障害支援区分の認定の有効期間について、延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- 障害児通所給付決定の有効期間の在り方について、給付決定の実態等を調査し、その結果に基づき検討・結論を得る。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限について、延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討・結論を得る。
- ◎ 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策について検討・結論を得る。

## 令和2年度以降に措置、または検討・結論を得るとするもの

[令和2年度中に検討・結論を得るもの]

- 以下の事務・権限について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討・結論を得る。
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限
- 後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討・結論を得る。

[令和3年度報酬改定までに結論を得るもの]

- 放課後等デイサービス等の職員配置 基準及び障害福祉サービス等報酬の在り方について、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から検討・結論を得る。
- 重度障害児支援加算費に係る施設要件について、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討・結論を得る。

[期限の定めなし]

- 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについて、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討する。

## 13 その他関係施策について

### (1) 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、これまで、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく事業者の対応指針である「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」（平成 28 年 1 月厚生労働大臣決定）を定め、事業者に求められる合理的配慮の具体的事例を示している。

引き続き、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、周知・啓発に御協力いただくようお願いしたい。

### (2) 行政手続コストの削減について

「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日）」において、行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を平成 32 年（2020 年）までに 20% 削減することとされたことを受け、厚生労働省においても、「行政手続コスト」削減のための基本計画」を平成 29 年 6 月に策定し、令和元年 6 月末に基本計画の再改定を行った。

2020 年 3 月をもって計画実施期間は終了となるが、引き続き各自治体における各行政手続におけるコスト削減に取り組むの推進に関し、御理解・御協力を賜りたい。

参考：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

### (3) 東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る諸制度について

東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、首都高速道路において料金上乗せ施策が実施されるが、障害のある方の乗る車両や福祉関係車両については、事前申請することにより料金上乗せの対象外となる。

また、大会の観戦について一定の条件を満たす団体・組織についてはパブリックビューイングを実施することが可能となる。

どちらも事前申請が必要となることから、各自治体においては詳細について以下を確認いただき、対象となる方及び関係団体等への周知について御協力をお願いしたい。

- ・「東京 2020 大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し料金上乘せにならないための手続について（障がい者・福祉関係車両）（東京都ホームページ）

[https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/yusou/2020shutokosoku/2020shutokosoku\\_shinsei/index.html](https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/yusou/2020shutokosoku/2020shutokosoku_shinsei/index.html)

- ・東京 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイングについて（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ）

<https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/public-viewing/>

#### (4) 食品ロス削減の推進について

食品ロスの削減を推進に向け、令和元年 5 月 24 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。

政府においては、今後、同法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定める基本方針を定める予定である。

同法においては、食品関連事業者に限らず、事業活動を行う全ての事業者において、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとされている。

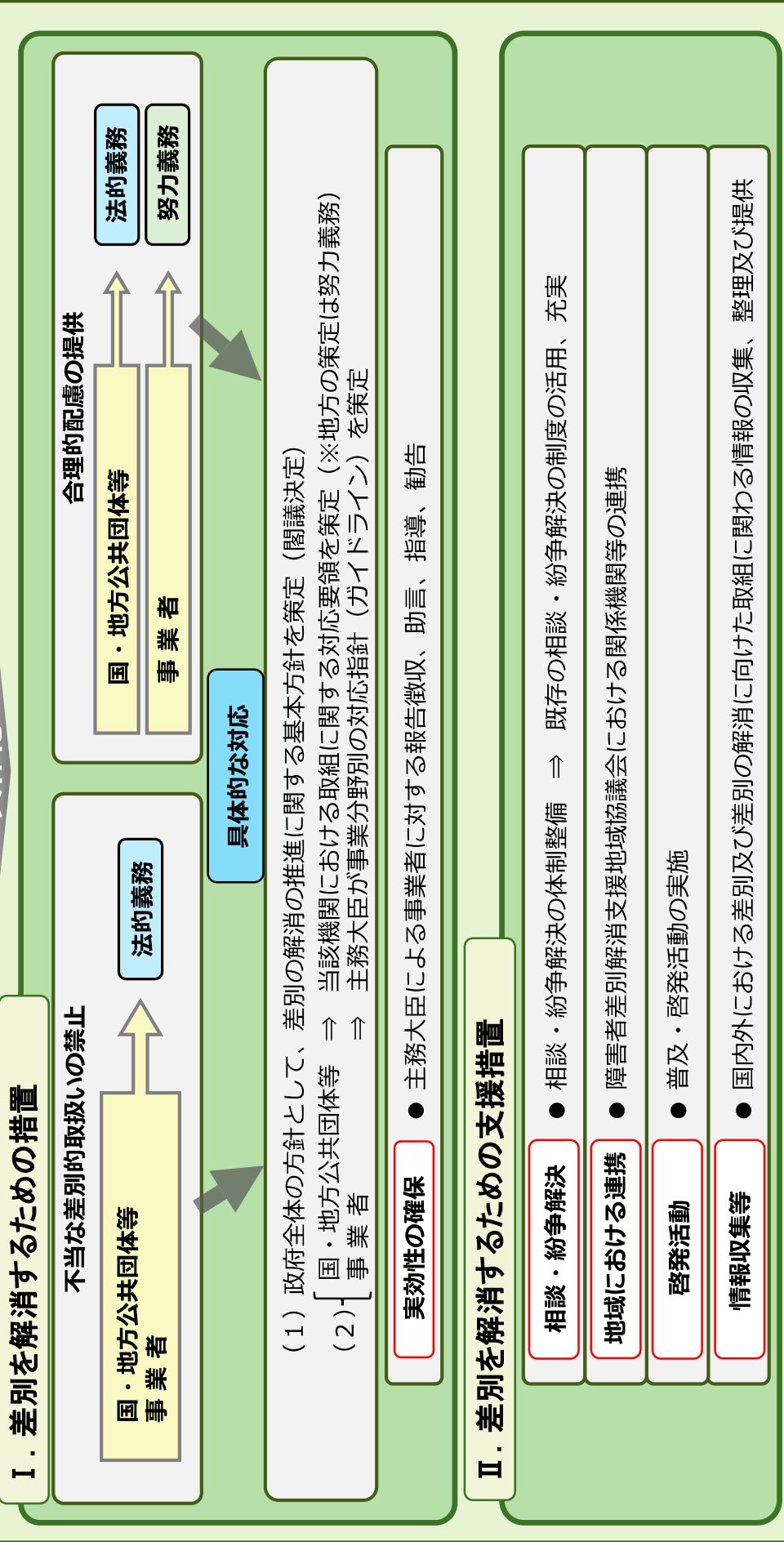
今後、基本方針を踏まえて、食品ロス削減の推進に向けて、周知・啓発等への御協力をお願いすることが見込まれるので、その際には、障害福祉関係事業者等への周知・啓発等に御協力いただくようお願いする。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

## 具体化



平成28年4月1日から施行！

# 障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

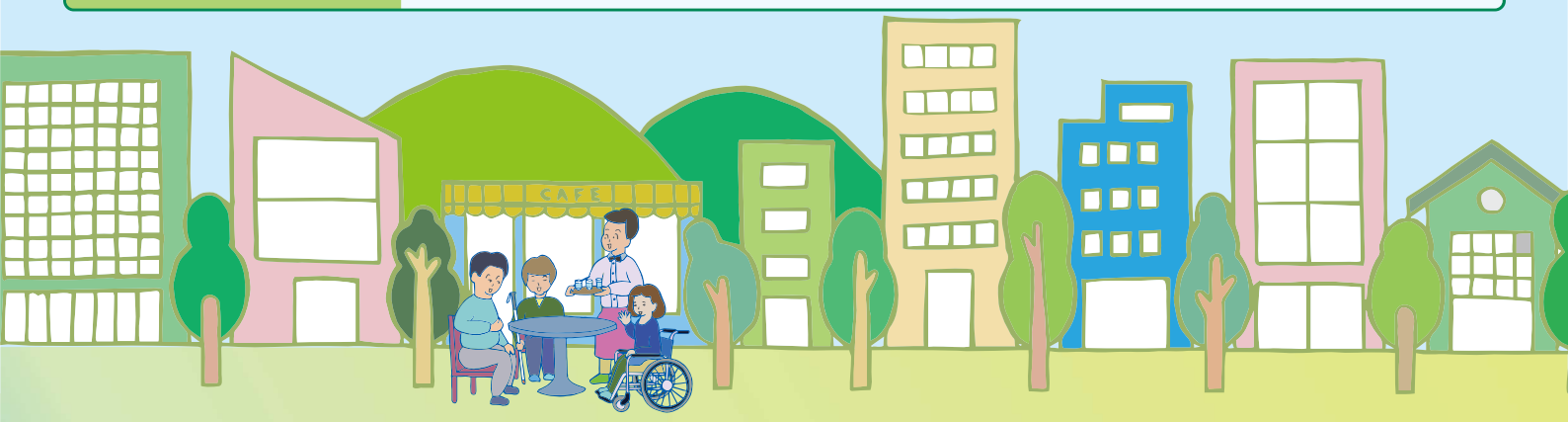
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

## 「不当な差別的 取扱いの禁止」 とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

## 「合理的配慮の 提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

検索

合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。



内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎 8号館

電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

# 行政手続コストの削減について

## 経緯

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)等において、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、政府全体として、行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を2020年3月までに20%削減するため、行政手続ごとに削減方策等を記した基本計画を策定。

## 基本計画概要

○障害保健福祉関係では、①営業の許可・認可に係る手続、②補助金の手続、③調査・統計に対する協力に関する手続で、かつ、事業者が行い、年間100件以上の手続を対象として基本計画を策定。

(2017年6月に当初計画を策定、目標達成に向け更なる取組の推進を図るため、2018年3月に計画を改定・公表。)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/>

○策定にあたっては、事業者等へヒアリング調査等を行い、コストを計測。

### <基本計画を策定した手続>

#### ①営業の許可・認可に係る手続

- ・障害福祉サービス等事業者等に関する手続(開始、変更、更新、廃止、休止)
- ・指定自立支援医療機関に関する手続(指定申請、変更、更新、辞退)
- ・指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等
- ・障害福祉サービス事業等の開始等(障害者総合支援法第79条1項第3号及び4号に限る。)に関する手続
- ・精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続

#### ②補助金の手続

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金
- ・地域生活支援事業費等補助金(地域生活支援事業)

#### ③調査・統計に対する協力に関する手続

- ・障害福祉サービス等経営実態調査
- ・障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

## 基本計画の主な内容（障害福祉関係）

手続	主な現状	主な削減方策
①営業の許可・認可に係る手続	<p>(1) 申請書や添付書類の作成時間について、申請書の記載事項や必要な添付書類の理解に時間を多く費している。</p> <p>(2) 申請の度に自治体等を訪れており、移動時間・待ち時間にコストがかかっている。</p> <p>(3) 事前相談や申請書類の不備により、自治体等に複数回訪れている事業者があり、移動時間や待ち時間のコストがかかっている。</p>	<p>(1) 申請様式の簡略化や標準的な様式例の整備などにより、理解に要する時間等を削減する。</p> <p>(2) 郵送による申請を受け付けることにより、これまで事業者が申請を行うに当たって、来所していた移動時間・待ち時間について、削減に取り組む。</p> <p>(3) Eメール等の活用により、事業者が事前相談や書類の不備のために訪問する回数の削減を図る。</p>
②補助金の手続	<p>(1) 提出を求めている様式が一太郎やPDFであることが多いため、数値の計算等にミスが多く時間を要している。</p> <p>(2) 申請の度に各自治体等を訪れており、移動時間・待ち時間にコストがかかっている。</p> <p>(3) 申請書類の不備により、自治体等に複数回訪れている事業者があり、移動時間や待ち時間のコストがかかっている。</p>	<p>(1) 申請様式のExcel化等により、自動計算等による効率的な書類作成を推進することで、書類作成時間の削減を図る。</p> <p>(2) 郵送による申請を受け付けることにより、これまで事業者が申請を行うに当たって、来所していた移動時間・待ち時間について、削減に取り組む。</p> <p>(3) Eメール等の活用により、事業者が事前相談や書類の不備のために訪問する回数の削減を図る。</p>
③調査・統計に対する協力に関する手続	<p>(1) 各調査のオンライン回答率 障害福祉サービス等経営実態調査 65.1%(平成29年調査) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 59.1%(平成29年調査)</p> <p>(2) 記載要領等を参考に回答しているが、回答作成に時間を要している。</p>	<p>(1) 調査票発送時等におけるオンライン回答の推奨(電子回答率目標約70%)及びオンライン回答の利便性向上により、報告者のコストの削減を図る。</p> <p>(2) 記入要領等を分かりやすいものに見直すことにより、報告者のコストの削減を図る。</p>



# 「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し 料金上乘せにならないための手続きのご案内 (障がい者・福祉関係車両)

下記の車両は**事前申請**すると**料金上乘せの対象外**となります

ETC搭載車限定

## A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

対象となる障がい者手帳：①身体障害者手帳 ②療育手帳（愛の手帳） ③精神障害者保健福祉手帳

- 本人が運転または同乗するものに限る（1人につき1台まで申請可能）。■ 障がいの種別・程度は不問

## B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- 施設等の利用者が同乗するものに限る。

<ご確認ください> 以下の場合は「**申請不要**」で料金上乘せの対象外となります。

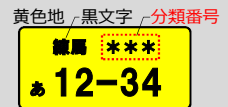
「**有料道路における障がい者割引制度**」の適用を受ける方 ※「障がい者割引」

※障がい者割引制度の適用を受ける方は、ETC車・現金車どちらも料金上乘せ対象外

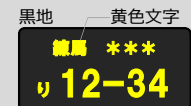
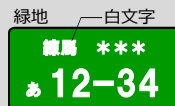
について詳しくはHPへ



一般に、ナンバープレート色が「**白地に緑文字**」または「**黄色地に黒文字**」の自家用車両のうち、分類番号が「**4\*\***」または「**6\*\***」または「**8\*\***」の車両



一般に、ナンバープレート色が「**緑地に白文字**」または「**黒地に黄色文字**」の事業用車両



首都高速道路の5車種区分における「**中型車**」「**大型車**」「**特大車**」

**申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。早めの申請をお願いします。**

## 申請期間

2020. **5.22** 消印有効 ▶

## 料金上乘せの対象外となる期間



## 申請期間（第2期）2020.7.1～7.31（予定）▶

※パラリンピック開催期間中のみが対象となります。  
 なお、上記申請期間は、現時点での予定です。決まり次第、改めてお知らせいたします。  
 オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするためには、**5月22日までに申請が必要**です。

## 第2期受付分の料金上乘せの対象外となる期間





# 申請からご利用までの流れ

## ① 申請手続



### 申請書類を「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」宛てに郵送

- ※ 封筒および切手は各自でご準備ください。
- ※ 申請書は福祉窓口等で配布するほか、東京都HPからダウンロードもできます。

## ② 登録内容の確認



### 東京都から申請者に送付される「登録結果通知書」で登録内容を確認

- ※ 書類審査および首都高速道路株式会社においてシステム登録が完了した後、申請書に記載の住所宛てに送付します。

## ③ 料金所での通行方法



### 登録した「自動車+車載器+ETCカードの組合せ」でETCレーンを通行すると、料金上乗せされません。

- ※ 出口通過時には上乗せ後の料金が案内されますが、上乗せされない料金で請求されます。

## 申請書類

必要事項を記入した「①申請書」と「②～⑤（※コピーしたもの）」を郵送してください。

### 必要書類（A・B共通に必要なもの）

- ① 申請書（様式）
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ ETC車載器管理番号が確認できるもの ※ ETC車載器セットアップ申込書・証明書など

A  
または  
B  
を  
添  
付

### A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

- ④ 障がい者手帳 ※ 住所、氏名、手帳番号および発行者が分かる部分全て
- ⑤ ETCカード（本人名義） ※ 未成年の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象

### B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- ④ 第一種社会福祉事業の場合：事業許可証  
第二種社会福祉事業の場合：事業届出書一式（定款その他の基本約款を含む。）
- ⑤ ETCカード ※ 申請する車両のETC車載器に入れて利用するETCカード

【送付先】〒163-8001 東京都 都市整備局 都市基盤部内  
「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」行

【申請期間】令和2年5月22日（金）まで 消印有効

- ※ 第2期の申請期間は令和2年7月1日（水）から7月31日（金）までを予定
- ※ 申請時期により「料金上乗せ対象外となる期間」が異なります。

【問合せ先】電話 03-5388-3390（平日9時から17時まで）  
FAX 03-5388-1354（耳の不自由な方のFAX通信）

注）問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は別途お知らせします。

※料金上乗せ除外手続  
の詳細はHPへ







## 申請書の記入方法について（記載例）

### 東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乗せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

①	申請年月日	2020年 ○月 ○日																						
	ふりがな	とうきょう たろう																						
	申請者氏名	東京 太郎	生年月日 (西暦) ○○○○年○月○日																					
	住所 (登録結果通知書送付先)	〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○丁目○番○号																						
日中連絡をとることができる連絡先	電話 ○○ (○○○○) ○○○○	FAX ○○ (○○○○) ○○○○																						
②	自動車登録番号 又は車両番号	品川500 は ○○-○○ <small>【記載例：品川○○○あ○○-○○】</small>																						
	ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)	トウキョウタロウ (TARO TOKYO)																					
	番号 (左詰：14～19桁)	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <small>※記載例は、カード番号 15桁の場合</small>		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7						
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7										
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6				

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

③	A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合		
	手帳番号	{①身体障害者手帳/②療育手帳/③精神障がい者保健福祉手帳} ←該当するものに○ 東京-○○○○○○○○○	発行者
③	B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合		
	施設の名称 (経営者の名称)	○○○○○○○○○	

※記載上の留意事項は以下をご確認ください。

#### A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・障がい者ご本人の氏名・住所・生年月日をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・「有料道路における 障がい者割引制度」の適用を既に受ける方は手続不要です。
  - ETC カードは障がい者ご本人名義のものに限ります。
  - ただし、未成年の障がい者の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等の ETC カードも対象となります。
- 〔③の留意事項〕・手帳番号欄に、申請者が交付を受けている障がい者手帳に記載のとおりご記入ください。

#### B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・住所は、施設又は主たる事業所の所在地をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・複数台の登録を行う場合は、台数分の申請書類（申請書+②を証明する書類）が必要です。
  - なお、1枚の申請書に記載された「ETC カードと ETC 車載器の組合せ」で無線通行した場合のみ、料金上乗せの除外が適用されます。
- 〔③の留意事項〕・添付する証明書類に記載の通りご記入ください。
  - なお、複数台の登録を行う場合も、③を証明する書類は1部の提出で構いません。

※封筒に貼り付けて、宛先としてご利用いただけます ⇒

✕ 切り取り線

〒163-8001  
東京都 都市整備局 都市基盤部内  
「2020 料金上乗せ 対象外申請窓口」行



PRESS RELEASE

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
<Tokyo 2020.NEWS-2020-035>
2020年1月28日

パブリックビューイング・ガイドラインを公表
4月1日から実施申請の受付を開始

東京2020組織委員会は、東京2020大会におけるパブリックビューイングの具体的な申請方法の詳細等を記載したパブリックビューイング・ガイドラインを本日公表しました。実施申請の受付は、4月1日（水）から開始します。ガイドラインの内容や申請の詳細等については、以下公式ウェブサイトからご確認ください。

【パブリックビューイングの実施申請について】

https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/public-viewing/

【東京2020大会のライブサイト等について】

東京2020大会期間中、競技会場外のライブサイトやパブリックビューイングで、大型スクリーンを利用した競技中継等を通じて競技観戦を楽しみ、大会の感動と興奮を共有することができます。詳細は以下からご確認ください。

https://tokyo2020.org/jp/get-involved/livesite/

【本件に関するお問い合わせ】

(報道関係者専用)

東京2020組織委員会
広報局広報部戦略広報課
担当：安野、矢吹

電話：03-6631-1949 / FAX：03-6220-5801

Email：pressoffice@tokyo2020.jp

(報道関係者以外)

東京2020お問い合わせ窓口

電話番号：0570-09-2020（有料）

受付時間：9：00～17：00

土日祝日、年末年始を除く

Advertisement banner for Tokyo 2020 Olympic Partners and Gold Partners, including logos for Coca-Cola, Airbnb, Alibaba, Atos, Bridgestone, Dow, GE, Intel, Omega, Panasonic, P&G, Samsung, Toyota, Visa, Asahi, Asics, Canon, Eneos, Tokyo Marine Insurance, Nippon Life, NEC, NTT, Nomura, Fujitsu, Mizuho, SMBC, Sanwa Real Estate, Meiji, and Lixil.

# 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

## <食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

## 前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

## 食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

## 責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第 8 条)

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

## 基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

## 基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

## 食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置